

令和元年度答申第55号
令和元年12月16日

諮問番号 令和元年度諮問第46号、47号、48号（令和元年11月5日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件3件

答 申 書

審査請求人X₁、同X₂及び同X₃からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X₁、同X₂及び同X₃が、厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）に対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）13条3項の規定に基づき、それぞれ一時金の支給申請（以下「本件各申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人らは同条に規定する特定中国残留邦人等とは認められないとして、本件各申請を却下する処分（以下「本件各却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項は、国は、中国残留邦人等のうち、特定中国残留邦人等に対し、一時金を支給すると規定している。

中国残留邦人等自立支援法は、「中国残留邦人等」とは、中国の地域に

における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者等をいい（2条1項）、「特定中国残留邦人等」とは、永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国し、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する者に限る。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの（同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」を含み、60歳以上の者に限る。）をいうと規定している（13条1項、2項）。

(2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等自立支援法施行規則」という。）13条の2が、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働大臣が認めるもの」とすると規定している。

(3) 上記(2)の「厚生労働大臣が認めるもの」については、平成20年5月9日に厚生労働省社会・援護局が策定した「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（平成27年1月16日の第3次改正後のもの。以下「本件事務処理方針」という。）が、「昭和25年以降に出生した者」は、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること。」が必要であると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人らの父のF（以下「父F」という。）は、昭和15年2月28日、G（中国国籍。以下「母G」という。）と中国の方式により婚姻をした。母Gは、父Fとの婚姻により、日本の国籍を取得した。

（戸籍謄本（筆頭者：F））

- (2) 父Fと母Gとの間に、昭和16年a月b日に長女のH（以下「長女H」という。）が、昭和19年c月d日に二女のI（以下「二女I」という。）が、昭和22年e月f日に三女のJ（以下「三女J」という。）が、昭和26年g月h日に四女のX₁が、昭和28年i月j日に五女のX₂が、昭和31年k月l日に六女のX₃が、昭和35年m月n日に長男のK（以下「弟K」という。）が出生した。

なお、父Fは、昭和50年9月13日に中国O市で死亡した。

（戸籍謄本（筆頭者：F）、X₁らの就籍許可審判）

- (3) X₁は平成6年8月3日に、X₂は平成4年8月7日に、X₃は平成6年8月12日に、それぞれ初めて永住帰国した。

なお、母Gは平成4年8月7日に、長女Hは平成12年8月8日に、二女Iは昭和62年12月4日に、三女Jは平成7年4月14日に、弟Kは平成4年8月7日に、それぞれ初めて永住帰国した。

（X₁に係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、X₂に係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、X₃に係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、母Gに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、長女Hに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、二女Iに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、三女Jに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、弟Kに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書）

- (4) 処分庁は、平成20年3月28日付けで母G、長女H及び二女Iに対し、同年5月29日付けで三女Jに対し、それぞれ一時金を支給する決定をした。

（母Gに係る支給決定通知書、長女Hに係る支給決定通知書、二女Iに係る支給決定通知書、三女Jに係る支給決定通知書）

- (5) X₁は平成27年2月5日に、X₂は平成29年3月8日に、X₃は平成30年2月26日に、処分庁に対し、それぞれ一時金の支給申請（本件各申請）をした。

（X₁に係る特定中国残留邦人等に対する一時金申請書、X₂に係る特定中国

残留邦人等に対する一時金申請書、X₃に係る特定中国残留邦人等に対する一時金申請書)

- (6) 処分庁は、平成30年7月18日付けの各却下通知書により、審査請求人らに対し、本件各却下処分をした。

なお、上記各却下通知書には、「法（注：中国残留邦人等自立支援法）第13条に定める「特定中国残留邦人等」とは認められないため。」との理由が付されていた。また、上記各却下通知書に添付された審査請求人らを名宛人とする各書面には、「法（注：中国残留邦人等自立支援法）第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由（留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など）の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父：F様、母：G様の四女（注：X₁宛ての書面。X₂宛ての書面では「五女」、X₃宛ての書面では「六女」）として昭和26年g月h日（注：X₁宛ての書面。X₂宛の書面では「昭和28年i月j日」、X₃宛ての書面では「昭和31年k月l日」）に中国で出生し、両親に養育されていました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き中国の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下となったものです。」との記載がされていた。

(X₁に係る却下通知書、X₂に係る却下通知書、X₃に係る却下通知書)

- (7) X₁は平成30年9月19日に、X₂は同月13日に、X₃は同月4日に、審査庁に対し、本件各却下処分を不服としてそれぞれ審査請求をした。

(各審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和元年11月5日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

3 審査請求人らの主張の要旨

父Fは、ソ連参戦の影響により、やむなく中国に残留をせざるを得なかったためであるから、本件各却下処分の取消しを求める（なお、X₃は、審査請求人らが中国語で書いた「審査請求書」と「反論書」の審査庁による日本語訳は正確でないとして、令和元年11月20日付け書面（同月25日受付）を

もって、当審査会に対し、上記「審査請求書」と「反論書」の審査請求人らによる日本語訳を提出した。X₂も、当審査会に対し、同月20日付け書面（同年12月2日受付）を提出し、X₃と同じ主張をしている。X₁は、当審査会に対し、同年11月24日付け書面（同月28日受付）を提出したが、同書面が中国語によるものであったため、同書面を返送するとともに、日本語訳を添付して再提出するよう求めたところ、同年12月5日、日本語訳を添付しないまま、同書面が再提出された。）。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 特定中国残留邦人等の意義について

本件事務処理方針は、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2に規定する「厚生労働大臣が認めるもの」に該当する要件として、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること。」が必要であると定めている。この要件に該当するのは、(1)ソ連軍が参戦したことによる直接の影響として生じた混乱の下において、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者及び(2)ソ連軍が日本人の本国送還について何らの措置を採らないまま撤退したことによる影響、国民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げが中国政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響などの下において、これに起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者であると解される。

なお、ある者が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」に該当するか否かを判断する際には、当該者を養育していた両親の事情も考慮する。

2 審査請求人らが特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

審査請求人らは、(1)父Fは、車両修理の技術を有していたため、中国政府により留用されて日本に帰国することができなかったと主張するほか、(2)父Fは、文化大革命で日本のスパイであるとの嫌疑をかけられ、公安によって逮捕されて1年近く拘留されたため、日本への帰国の許可がされなかったと主張するが、審査請求人らは、これらの主張を客観的に裏付ける証拠書類を何ら提出していないから、父Fについてソ連参戦以後の引揚困難事由があったと認定することはできない。

また、審査請求人らは、母Gが書き残したという経過書（以下「母Gの経過書」という。）を提出して、父Fが、終戦時、P地に出張派遣されていて、Q地における帰国受付に間に合わなかったと主張するが、母Gの経過書は、審査請求人らの両親の婚姻、審査請求人らを含む子供の出生、日本への帰国について記載したものにすぎず、父FのP地への出張派遣時期、帰国受付の方法、期間等については何ら記載していないから、父Fが帰国受付に間に合わなかったことを立証する根拠資料とすることは到底できない。

さらに、審査請求人らは、父Fの在中国日本大使館宛て手紙（昭和48年12月25日付け。以下「父Fの日本大使館宛て手紙」という。）を提出して、父Fは、中国籍にならなかったために旅券の発行が不許可となり、日本に帰国することができなかったと主張するが、父Fの日本大使館宛て手紙は、父Fが、日中国交回復を受け、日本への一時帰国を希望していたこと、日本国籍を有する者が中国に居住するために必要な日本人居民の証明書が発行されないことを危惧し、在中国日本大使館に対し、同大使館への出入許可証と日本人であることの証明の発行を要望したものと解するのが相当であり、中国政府による帰国の不許可があったと解することはできないから、父Fの日本大使館宛て手紙をもって、父Fについてソ連参戦以後の引揚困難事由があったと認定することはできない。

以上によれば、父Fは、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものとは認められないから、父Fに養育された審査請求人らは、特定中国残留邦人等に該当しない。

- 3 したがって、本件各却下処分は適法かつ正当であり、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

- 2 本件各却下処分の違法性又は不当性について

- (1) 中国残留邦人等自立支援法13条3項の規定に基づき一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等のうち、昭和22年1月1日以降に生まれた者については、その生まれた日以後中国の地域等においてその者が置かれた

事情に鑑み、昭和21年12月31日までに生まれた者に準ずる事情があるものとして厚生労働大臣が認める者に限るとされ（同条1項、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2）、これを受けて制定された本件事務処理方針は、昭和22年以降に生まれた者のうち、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であるとしている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、国民政府軍又は中国共産党軍による留用、中国の内戦、中国政府による帰国の不許可などをいうものとされている（上記第2の1、厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室の各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者宛て平成27年2月18日事務連絡「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて」）。

そうすると、審査請求人らは、いずれも「昭和25年以降に出生した者」である（上記第1の2の(2)）から、本件では、審査請求人らが「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であるか否かが問題となる。

なお、審査請求人らは、当時、いずれも父Fと中国籍の母Gによって養育監護されていたから、審査請求人らについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを判断するには、父Fについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを検討するのが相当である。

(2) 審査請求人らの主張と各項末尾掲記の資料によれば、父Fが中国に渡ってから死亡するまでの経緯は、以下のとおりである。

ア 1930年代（昭和5年から昭和14年までの間）に中国に渡り、P地、R地、T礦業所（Q地）等の日本企業で勤務した。

（父Fの日本大使館宛て手紙）

イ 昭和17年1月20日、S海軍軍需工場工員に採用され、同月29日、S海軍一需（注：P地）に転傭となり、昭和18年4月頃、現地除隊となった。

（父Fの「究明カード」）

ウ 終戦後は、R地で生活し、昭和22年6月頃、友人の紹介でU社（注：自動車会社）に就職した。昭和25年2月、同会社の移転によりV社修理廠（工場）に転入し、それ以降、O地で生活した。

（父Fの日本大使館宛て手紙、X₁の審査請求書（補充材料）、長女Hの援

護企画課宛て手紙)

エ この間、昭和19年秋に妹のL宛てに来信があつて以後、消息不明となつていたため、昭和43年2月8日に戦時死亡宣告の裁判が確定していたが、昭和49年1月13日にL宛てに来信があり、生存が確認され、同年7月7日に失踪宣告取消しの裁判が確定した。

そして、昭和50年9月13日、O市で死亡した。

(父Fの「究明カード」、一時帰国往復旅費支給申請書、戸籍謄本(筆頭者:F)、X₁らの就籍許可審判)

上記の経緯からは、父Fが中国政府により留用されたために日本に帰国することができなかつたという事情はうかがわれぬ。

(3) 審査請求人らは、各審査請求書及び各反論書において、父Fについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があつたことは、「母親の「経過書」と「父親からM宛て書簡」が証拠であると主張し、X₁は、再度の反論書(平成31年3月20日付け)において、「40数年前に父が私宛に書いた手紙」と「長姉の手紙」も証拠であると主張している。

そこで、これらの資料について検討してみる。

ア 「母親の「経過書」

これは、母Gの経過書のことと思われるが、この資料には、父Fとの婚姻及び7人の子供の出生についての記載のほか、「終戦時に夫がR地からP地に出張し、R地での帰国登録ができず、そのため、夫、自分、長女、次女の4人がR地に残された」との記載がされている。しかし、一件記録中の父Fが書いた手紙(下記イ及びウの手紙のほか、昭和49年2月12日付けのN及びL宛て手紙、1974年(昭和49年)7月8日付けのN及びL宛てと思われる手紙)には、R地で帰国登録ができなかつたために日本への帰国ができなかつたことに言及した記載は全く見当たらないから、この資料は、父Fについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があつたことの証拠とはならない。

イ 「父親からM宛て書簡」

これは、父Fの日本大使館宛て手紙のことと思われるが、この手紙には、日中国交回復以来、自分を含む在華の日本人が待っているのは帰国又は探親(尋親)の問題である旨の記載、自分の目前の希望は日本への一時帰国であるので、日本大使館に行きたいが、同大使館への出入許可証がないので、自由に同大使館に行くことができない旨の記載及び職場で国籍の選択

を問われ、「中国に居住する日本人」を選択する届出をしたが、その証明書が出ないため、自分が日本人である旨の証明書と日本大使館への出入許可証を発行してほしい旨の記載がされているだけであるから、この手紙も、父Fについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったことの証拠とはならない。

ウ 「40数年前に父が私宛に書いた手紙」

これは、1973年（昭和48年）9月5日付けの父FのX₁宛て手紙のことと思われるが、この手紙には、X₁の健康や進学、就職を心配している旨の記載のほか、職場で父Fが国籍の選択を問われ、「中国に居住する日本人」を選択する届出をした旨の記載があり、現在の関心事は、「1番目は自分の「籍」のこと、2番目はお前がO地に戻って進学もしくは就職するということ、3番目は日本への里帰り、4番目は退職について。」であるとの記載がされているだけであるから、この手紙も、父Fについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったことの証拠とはならない。

エ 「長姉の手紙」

これは、2018年（平成30年）9月1日付けの長女Hの厚生労働省社会・援護局援護企画課宛て手紙のことと思われるが、この手紙には、R地の自宅を離れた後の母Gの従兄弟の家での生活状況等の記載に加えて、父Fが「文化大革命中には日本のスパイだと疑われ7ヶ月間も投獄された。」との記載がされているが、上記アの一件記録中の父Fが書いた手紙には、日本のスパイだと疑われて投獄されたために日本への帰国ができなかったことに言及した記載は全く見当たらないから、この手紙も、父Fについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったことの証拠とはならない。

- (4) その他、本件に現れた資料を精査しても、父Fについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったことを認めるに足りる資料はない。

かえって、上記(3)のアの一件記録中の父Fが書いた昭和49年2月12日付け手紙には、自らの意思に反して中国に残留させられたことをうかがわせる記載がないだけでなく、ここ数年来、帰国を希望し、最近、相互に通信ができて以来、更に帰国の希望が高まった旨の記載や、いずれ退職するつもりであるが、もしも、一時金の方式で養老金（退職金）が支給されるのであれば、家族全員を連れて帰国するつもりである旨の記載がされているから、これらの記載からは、父Fは自らの意思で中国に残留していたものと推認され

る。

そうすると、父Fについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったという
ことはできないから、その養育監護の下にあった審査請求人らについて
も「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったということはできず、審査請
求人らは、中国残留邦人等自立支援法13条に規定する特定中国残留邦人
等に該当しない。

したがって、本件各却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各
諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	とみ
委	員	野	口	貴	公美